

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇条例 鳥取県保有財産及び営造物に関する条例
- 鳥取県契約条例
- 鳥取県会常任委員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例
- 議会の議決すべき事件を指定する条例の一部を改正する条例
- ◇県会規則 鳥取県会会議規則の一部を改正する規則
- ◇県会告示 鳥取県会政務調査会規程の廃止
- 鳥取県会事務局規程中改正
- 鳥取県会事務局図書室規程中改正

條例

鳥取県保有財産及び営造物に関する条例をここに公布す

る。

昭和二十九年四月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第十号

鳥取県保有財産及び営造物に関する条例

第一章 総 則

(この条例の趣旨)

第一条 県有財産(以下「財産」という。)の取得、管理及び処分並びに営造物の設置、管理及び処分については、法律若しくはこれに基く政令又は他の条例に特別の定がある場合を除く外、この条例の定めるところによる。

(財産の定義及び分類)

第二条 この条例で「財産」とは次に掲げるものをいう。

- 一 土地及びその従物
- 二 建物及びその従物
- 三 立木
- 四 船舶(船舶法(明治三十二年法律第四十六号)の

適用をうけるもの)及びその従物

- 五 重要な機械、器具等で知事の指定するもの
- 六 地上権、地役権その他これらに準ずる権利
- 七 株券、社債券、国債証券、地方債証券及び出資による権利その他これらに準ずるもの
- 八 基本財産及び積立金穀

2 財産を行政財産と普通財産の二種に分ける。

- 一 「行政財産」とは、県において公用若しくは公共の用に供し又は供するものと決定した財産をいう。
- 二 「普通財産」とは、行政財産に属しない財産をいう。

(營造物の定義)

第三条 この条例で「營造物」とは、公益を目的として県が所有し又は管理する施設で、公用又は公共の用に供するものをいう。

第二章 取得及び設置

(財産取得前に必要な処置)

第四条 財産を買入、寄附等により取得しようとする場

合には、知事又は教育委員会は、その財産について私権の設定又は特殊の義務の有無を調査しなければならない。

2 前項の場合において、当該私権及び特殊の義務を排除する必要があるときは、知事又は教育委員会は、所有者又は権利者にこれを消滅させ又はこれに関し、あらかじめ必要な処置をさせなければならない。

(財産の登記又は登録)

第五条 買入、寄附等により取得した財産又は新築、増築等により財産となつたもので登記又は登録を要するものについては、知事又は教育委員会は、遅滞なく、その手続をしなければならない。

(財産代金の支払)

第六条 取得した財産の代金は、登記又は登録を要する財産については登記又は登録を完了した後、その他の財産についてはその財産を收受した後にこれを支払わなければならない。但し、知事又は教育委員会において特に必要があると認めた場合はこの限りでない。

(營造物の設置)

第七条 營造物を設置するときは、住民の福祉を増進するに適当な位置を選ばなければならない。

2 營造物を設置したときは、知事又は教育委員会は、名称、位置その他必要な事項を、遅滞なく、公示しなければならない。

(財産の取得及び營造物の設置に関する議会の議決)

第八条 次の各号に掲げる財産又は營造物を取し又は設置しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

- 一 学校
- 二 図書館、博物館
- 三 公会堂
- 四 公園
- 五 病院
- 六 保護施設
- 七 各種試験場
- 八 集団住宅(床面積二千坪以上又は戸数二百戸以上)

のもの)

九 電気事業施設

十 一件五千坪以上の土地

十一 一件床面積五百坪以上の建物(集団住宅を除く)

十二 一隻三十トン以上の船舶

十三 その他前各号に準ずるもので知事又は教育委員会が重要と認めるもの

第三章 管理

(財産台帳)

第九条 知事及び教育委員会は、それぞれ所管に属する財産について財産台帳を備え、財産の分類、種目、用途、所在、数量、取得価格その他必要な事項を記載し、変動があつた場合においては、その都度修正しなければならない。

2 前項の取得価格は、買入にかかるものは買入価格、交換にかかるものは交換当時における評定価格、收用にかかるものは補償金額により、その他のものは取得当時を基準として次の区分により決定する。

一 土地については近傍類地の時価に比準して算定した金額

二 立木についてはその材積に単価を乗じて算定した金額

三 建物その他の工作物及び船舶その他の動産については建築費、製造費又は見込価格

四 権利については見込価格、株券、社債券等については払込金額、出資による権利については出資金額

(基本財産等の管理)

第十条 基本財産又は積立金穀のうち現金は、確実な金融機関に預託しなければならない。但し、必要がある場合にはこれを確実な有価証券に替えることができる。

(普通財産の貸付)

第十一条 普通財産は、貸し付けることができる。

(行政財産の使用及び貸付)

第十二条 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度で、使用させることができる外、その用途又は目的を妨げず、且つ短期間又はその一部分である場合に限り貸し付けることができる。

り貸し付けることができる。

(財産の使用料及び貸付料)

第十三条 財産の使用及び貸付に対しては、相当の使用料及び貸付料を徴収する。但し、公用、公共用又はこれらに準ずる用に供し且つ収益を目的としない場合においてはこれを減免することができる。

2 財産の貸付料は、毎月又は毎年定期に納付させなければならぬ。但し、その年分又は数年分を前納させることができる。

(財産の使用又は貸付の期間)

第十四条 財産は、次の各号に掲げる期間をこえて使用させ又は貸し付けてはならない。

一 建物の所有を目的とするための土地及びその従物の貸付 三十年

二 植樹を目的とするための土地及びその従物の貸付 二十年

三 前二号以外の目的のための土地及びその従物の使用又は貸付 十年

四 建物その他の財産の使用又は貸付 五年

2 使用又は貸付の期間は、更新することができる。但し、更新のときから前項の期間をこえることはできない。

5。 (行政財産の転使用の禁止)

第十五条 行政財産の使用者は、当該物件を他に使用させてはならない。

(行政財産の原形変更の禁止)

第十六条 行政財産の使用者は、当該物件を使用目的以外の用途に供し又は財産の原形を変更してはならない。

但し、知事又は教育委員会の承認を得た場合はこの限りでない。

2 知事又は教育委員会は、財産の原形を変更したものに對し必要に応じ原状回復を命ずることができる。

(財産の使用又は貸付の場合の担保及び保証人)

第十七条 財産の使用又は貸付について知事又は教育委員が必要と認めるときは、相当の担保を提供させ、又は適当と認められる保証人を立てさせることができる。

る。

(財産貸付の契約)

第十八条 財産の貸付については、その目的、貸付期間、貸付料並びにその納付の時期及び方法の外、次に掲げる事項を契約しなければならない。但し、特別の事情により、知事又は教育委員会において必要と認めるときは、その一部を省略することができる。

一 貸付期間中であつても、公用、公共用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、契約を解除することができる権利を留保すること及び契約の解除により生じた借受人の損害については、賠償を求めることができること

二 貸付財産を他に転貸してはならないこと

三 知事又は教育委員会の承認を経た場合の外、貸付財産を目的以外の用途に供し、又は財産の原形を変更してはならないこと及び承認を経て、貸付財産の原形を変更した場合は、知事又は教育委員会は必要に応じて借受人に貸付期間の終了又は契約解除の

き原状に回復させることができること

四 前二号に違反した場合及び貸付財産を故意又は過失により荒廃させ又はき損し、その他契約の事項に反する行為をしたときは、何時でも契約を解除し及びその損害の賠償を要求することができること

五 維持修繕その他保存費用に關すること

六 その他他知事又は教育委員会が必要と認める事項(營造物の管理)

第十九条 營造物の使用については、第十三条及び第十五条から第十七条までの規定を準用する。

(財産及び營造物の獨占的な使用許可に關する議会の同意)

第二十条 次に掲げる財産及び營造物については、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意が得られなければ、十年をこえる期間にわたる獨占的な使用の許可をすることはできない。

一 公園

二 病院

三 電気事業施設

四 一件一万坪以上の土地

第四章 処 分

(財産の処分)

第二十一条 財産は次に掲げる場合の外、これを処分してはならない。

一 国又は他の地方公共団体が公用、公共用又は公益事業の用に供するとき

二 果有財産としての価値がなくなつたとき

三 財政上その他特別の事情があるとき

(財産の出資)

第二十二条 財産は、公益上適當であると認められる場合には、出資の目的とすることができる。

(財産の無償讓渡)

第二十三条 財産を無償で讓渡しようとするときは議会の議決を経なければならない。但し、公用、公共用又は公益事業の用に供することを目的として寄附を受けた財産で、その用途を廃止した場合において、寄附者

又はその相続人その他の包括承継者に無償で讓渡することを寄附の条件としているものをその条件に従い讓渡するときはこの限りでない。

(財産の処分価格の低減)

第二十四条 財産は、次に掲げる場合は価格を低減して売却することができる。但し、当該施設の経営が収益を目的とする場合においてはこの限りでない。

一 公用、公共用又は公益事業の用に供するため国又は他の地方公共団体に売却するとき

二 法令に基き国から減額し又は無償で讓渡された財産を特別の事情がある場合にこれをその縁故者に売却するとき

三 果以外の者の負担において財産の用途に代わる他の施設をしたため、その財産が不要となつた場合において、その負担をした者又はその相談人若しくはその他の包括承継者に売却するとき

四 公用、公共用又は公益事業の用に供することを目的として寄附をうけた財産で、その用途を廃した場

合において、これを寄附者又はその相続人その他の包括承継者に売却するとき

(財産の交換)

第二十五条 財産は、公用、公共用若しくは公益事業の用に供するため、又は果において施行する事業のため必要があるときは、これを他の財産と交換することができる。この場合において、その価格が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

(財産代金等の納付)

第二十六条 財産の売却代金又は交換差金は当該財産の引渡前又は所有権移転の登記若しくは、登録のときまでにこれを納付させなければならない。

(營造物の処分)

第二十七条 營造物を処分したときは、知事又は教育委員会は、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。(財産及び營造物の処分に關する議会の議決)

第二十八条 第八条の規定は財産又は營造物の処分に關して準用する。

(財産及び营造物の獨占的な利益を与えるような処分に
關する議会の議決)

第二十九条 第二十条に掲げる財産及び营造物の獨占的
な利益を与えるような処分については、同条の規定を
準用する。

(職員の行爲の制限)

第三十条 財産に關する事務に従事する職員は、その取
扱にかかる財産を譲り受け又は自己の所有物と交換す
ることができない。

第五章 補 則

(違法使用に対する処置)

第三十一条 行政財産又は营造物を無断で使用し又は転
使用させ若しくは原形の変更をした者については、二
千円以下の過料を科することができる。

2 詐偽その他不正の行爲により、使用料の徴收を免れ
た者については、その徴收を免れた金額の五倍に相当
する金額以下の過料を科することができる。

(委任)

第三十二条 この条例の施行について必要な事項は、知
事又は教育委員会が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

果有財産の取得管理及び処分に關する条例(昭和二十
三年三月鳥取県条例第十四号)

鳥取県立中央病院設置条例(昭和二十四年一月鳥取県
条例第四号)

鳥取県科学館設置条例(昭和二十四年七月鳥取県条例
第四十八号)

鳥取県教育研究所設置条例(昭和二十四年十二月鳥取
県条例第八十三号)

鳥取県立図書館設置条例(昭和二十五年八月鳥取県条
例第四十五号)

鳥取県農業試験場設置条例(昭和二十六年一月鳥取県
条例第二号)

鳥取県農業綜合研究所設置条例(昭和二十六年三月鳥
取県条例第二号)

取県条例第二十三号)

鳥取県工業試験場設置条例(昭和二十六年三月鳥取県
条例第二十四号)

鳥取県木材工業指導所設置条例(昭和二十六年三月鳥
取県条例第二十五号)

境漁業無線局設置条例(昭和二十六年九月鳥取県条例
第五十号)

鳥取県養老院設置条例(昭和二十六年九月鳥取県条例
第五十四号)

鳥取県八頭厚生寮設置条例(昭和二十六年九月鳥取県
条例第五十五号)

鳥取県営住宅設置条例(昭和二十六年十二月鳥取県条
例第六十五号)

幡郷県営発電所設置条例(昭和二十八年三月鳥取県条
例第九号)

鳥取県身体障害者更生相談所設置条例(昭和二十八年
三月鳥取県条例第十号)

3 この条例施行前に締結された契約で現に契約中のもの

のは、この条例によりなされたものとみなす。

4 この条例施行の際現に設置されている营造物は、こ
の条例により設置されたものとみなす。

5 鳥取県身体障害者更生指導所に關する条例(昭和二
十七年四月鳥取県条例第二十三号)の一部を次のよう
に改正する。

題名を「鳥取県身体障害者更生指導所使用料条例」
に改める。

第一条を次のように改める。

(使用料の納付)

第一条 鳥取県身体障害者更生指導所(以下「更生指
導所」という。)において義手、義足、補助器及び
コルセット(以下「義肢」という。)の製作又は修
理をした者は、この条例の定めるところにより使用
料を納付しなければならない。

第二条、第三条及び第四条を削り、第五条を第二条と
し以下順次繰り上げる。

6 鳥取県営居場に関する条例(昭和二十八年四月鳥取

県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

題名を「鳥取県屠場使用料条例」に改める。

第一条を次のように改める。

(使用料の納付)

第一条 鳥取県屠場(以下「屠場」という。)を使用した者は、この条例の定めるところにより使用料を納付しなければならない。

第二条、第三条、第四条及び第五条を削り、第六条を次のように改める。

(使用料の額)

第二条 使用料の額は、次のとおりとする。

生後一年未満の牛馬	一頭に	屠殺から	枝肉から
	つき	枝肉まで	精肉まで
豚		四百円	百五十円
豚		四百円	百五十円
綿羊、山羊	〃	二百円	百円

第七条を第三条とし第八条を第四条とする。

鳥取県契約条例をここに公布する。

昭和二十八年四月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第十一号

鳥取県契約条例

(この条例の趣旨)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百四十三条第一項但書の規定による契約の方法並びに法第九十六条第一項第九号及び法第二百四十三条第二項の規定により議会の同意を要する契約については、この条例の定めるところによる。

(契約方法に関する原則)

第二条 財産の売却及び貸与、工事の請負並びに物件、労力その他の供給に関する契約は、第三条及び第四条に定める場合を除く外、一般競争入札に付さなければならぬ。
(指名競争入札によることができる場合)

第三条 次に掲げる場合には、指名競争入札によることができる。

一 契約の性質、目的により競争に加わるべきものが少数であること、工事の執行方法が特殊技術を必要とする事、その他一般競争入札に付することが不適当であるとき。

二 予定価格百万円以下の工事若しくは製造の請負をさせ、又は予定価格六十万円以下の物件の買入をするとき。

三 予定貸借料の年額又は総額が三十万円以下の物件の借入をするとき。

四 予定貸料の年額又は総額が十万円以下の財産の貸付をするとき。

五 予定価格が二十万円以下の財産の売却をするとき。

六 工事若しくは製造の請負、財産若しくは物件の売買又は財産若しくは物件の貸借以外の契約で、その予定価格が四十万円以下のとき。

七 随意契約によることができる場合においては、指名

競争入札に付することを妨げない。

(随意契約によることができる場合)

第四条 次に掲げる場合には、随意契約によることができる。

一 契約の性質又は目的が競争を許さないと

二 臨時急施を要するとき

三 鳥取県有財産及び管造物に関する条例(昭和二十九年四月鳥取県条例第十号)第二十四条各号の一に該当する者に財産の売却又は貸付をするとき

四 予定価格が五十万円以下の工事若しくは製造の請負をさせ又は予定価格が三十万円以下の物件の買入をするとき

五 予定貸借料の年額又は総額が十五万円以下の物件の借入をするとき

六 予定貸料の年額又は総額が五万円以下の財産の貸付をするとき

七 予定価格が十万円以下の財産の売却をするとき

八 工事若しくは製造の請負、財産若しくは物件の売

買又は財産若しくは物件の貸借以外の契約で、予定価格が二十万円以下るとき

九 労力の供給を請負わせるとき

十 運送又は保管をさせるとき

十一 官公署と契約するとき

十二 試験場、学校その他これらに準ずるものの生産又は製造にかかる物品の売却をするとき

十三 土地又は林野の産物をこれに特別の縁故がある者に売却するとき

十四 県の需要する物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売却をするとき

十五 非常災害があつた場合において、り、災者に財産を売却するとき

十六 国、都道府県、市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合及びこれらに準ずる産業団体又は慈善のために設立した救済施設から直接に物件の買入又は借入をするとき

十七 入札の価格が入札に要する経費に比較して得失

相償わないとき

十八 競争に付しても入札者がなく、又は再度入札に付しても落札者がなく、ときに保証金及び期限を除く外、当初競争に付するとき定めた予定価格その他の条件を変更しないで契約するとき

十九 落札者が契約を結ばないとき期限を除く外、当初競争入札に付するとき定めた条件を変更しないでその落札金額の制限内で契約するとき

二十 現に契約履行中の製造又は物件の供給に関連するもので、これを分割して他の者に履行させることを不利とするとき

二十一 土木工事(農林土木を含む)をその地元利害関係者の共同請負にさせるとき

(普通議決を要する一般競争入札による契約)

第五条 一般競争入札による契約で、次に掲げるものは、議会の同意を得なければならない。

一 予定価格五千万円以上の工事請負

二 予定価格千万円以上の物件、労力その他の供給

三 予定貸貸料年額三百万円以上の財産の貸与

四 予定価格四百万円以上の不動産又は予定価格二百万円以上の不動産の売却

(普通議決を要する一般競争入札以外による契約)

第六条 一般競争入札以外の方法による契約で、次に掲げるものは、議会の同意を得なければならない。

一 予定価格二千万円以上の工事請負

二 予定価格五百万円以上の物件、労力その他の供給

三 予定貸貸料年額百五十万円以上の財産の貸与

四 予定(見積)価格二百万円以上の不動産又は予定(見積)価格百万円以上の不動産の売却若しくは無償譲渡

五 一件の見積価格二百万円以上の財産の交換

(特別議決を要する契約)

第七条 次に掲げるものは議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

一 予定価格一億円以上の工事請負

二 予定価格千五百万円以上の物件、労力その他の供

給

三 予定貸貸料年額四百五十万円以上の財産の貸与

四 予定価格千二百万円以上の不動産又は予定価格六百万円以上の不動産の売却

五 一件の見積価格六百万円以上の財産の交換

(契約成立までの処置)

第八条 第五条から前条までに掲げる契約(随意契約を除く)については、知事又は教育委員会は議会の同意を得たときに当該契約が成立する旨を、あらかじめ、入札者に告げなければならない。

(専決処分)

第九条 法第七十九条の規定により知事は専決処分をすることができ、場合の外、第五条及び第六条に掲げる契約で、急施を要するものがあると認めるときは、知事又は教育委員会は、第五条及び第六条の規定にかかわらず、議会の同意を得ないでこれを締結することができる。

2 前項の規定による処置については、知事は次の会議

においてこれを議事に報告しその承認を求めなければならぬ。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行前に締結された契約で現に契約中のものは、この条例によつてなされたものとみなす。

鳥取県会常任委員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年四月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第十二号

鳥取県会常任委員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県会常任委員会及び特別委員会条例(昭和二十六年五月鳥取県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。
第八条第三項中「知事」の次に「その他の関係執行機

関」を加える。
第十一条中「知事」の次に「その他の関係執行機関」を加える。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第十八条中「知事、選挙管理委員会の委員長、監査委員、公安委員会の委員及び教育委員会の委員」を「知事、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員、地方労務委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員」に改める。

第十九条中「告発」を「告発等」に改める。

第二十条中但し書を削る。

第三十七条但し書中「議員において」を「議員五人以上」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

議会の議決すべき事件を指定する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年四月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第十三号

議会の議決すべき事件を指定する条例の一部を改正する条例

議会の議決すべき事件を指定する条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一号を次のように改める。

一 次の職員の定数を定めること。

(一) 労務委員会の事務部局の職員

(二) 公安委員会の事務部局の職員

第二号を削り、第三号を第二号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県 会 規 則

鳥取県会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年四月一日

鳥取県会議長 土 谷 栄

鳥取県会規則第一号

鳥取県会会議規則の一部を改正する規則

鳥取県会会議規則(昭和二十二年六月鳥取県会告示第五号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 会議の円滑な運行を図るため県会運営委員会を設ける。

県会運営委員会に関する規定は会議の議決をもつて別にこれを定める。

第四条第二項中「延長しなければならない。」を「延長することができる。」に改める。
第五条中「延長するときは」を「延長したときは」に

改め、「知事」の次に「その他の関係執行機関」を加える。

第十四条中「知事」の次に「その他の関係執行機関」を加える。

第二十条中「知事、選挙管理委員会の委員長、監査委員、公安委員会の委員及び教育委員会の委員」を「知事、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員、地方労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員」に改める。

第二十一条中「告発」を「告発等」に改める。

第二十一条の二中但し書を削る。

第二十四条中「なお肯かないときは」の次に「その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は」を加える。

第二十六条中「発言を終つた後」の次に「議長席に復さなければならぬ。但し討論をしたときは、」を加える。

県会告示

鳥取県会告示第一号

昭和二十三年二月鳥取県会告示第二号鳥取県会政務調査会規程は昭和二十九年四月一日からこれを廃止する。

昭和二十九年四月一日

鳥取県会議長 土谷 栄

鳥取県会告示第二号

昭和二十二年七月鳥取県会告示第八号鳥取県会事務局規程の一部を次のように改め公布の日から施行する。

昭和二十九年四月一日

鳥取県会議長 土谷 栄

第四条第一項第一号中「通知」の次に「請願」を加える。

第五条第一項中「二、書記若干人」の次に「三、書記補若干人」を加え、「第三号」を「第四号」に改め、「四、雇若干人」の次に「五、自動車運転士若干人」を加

え「第四号」を「第六号」に改める。

第六条中「命免」を「任免」に改める。

第七条第一項中「整理し県会印、県会議長印及び事務局印を保管する。」を「掌理する。」に改め、同条第三項中「雇、衛視、嘱託及び傭人」を「その他の職員」に改める。

第九条第一項中「主任」を「室長」に改める。

第十二条から第十四条を次のように改める。

第十二条から第十四条削除

鳥取県会告示第三号

昭和二十二年十二月鳥取県会告示第十五号鳥取県会事務局図書室規程の一部を次のように改め公布の日から施行する。

昭和二十二年四月一日

鳥取県会議長 土谷 栄

第四条第二項及び第十二条中「図書室運営委員会」を

「県会運営委員会」に改める。